

第3次始良市男女共同参画基本計画

第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和6年度～10年度



令和6年3月

始良市

はじめに

我が国では現在、少子高齢化の進展に伴う生産人口年齢の減少、家族形態の多様化、新型コロナウイルス感染症拡大が与えた働き方・暮らし方への影響など、社会経済情勢が大きく変化しています。そのような中で、すべての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

本市においては、平成22年に「始良市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく「第1次始良市男女共同参画基本計画」を平成25年に策定しました。さらに平成31年に「第2次始良市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

令和4年に実施した本市の「男女共同参画社会についての市民意識調査」においては、徐々に男女共同参画意識が変容しつつあることが伺えた部分もありましたが、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、解決すべき課題が残されています。

そのため、社会経済情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、「誰もが安心して暮らし、『個人の能力』が発揮されることによる多様性に富んだ活力ある始良市」の実現に向け、令和6年度からの5年間を計画期間とする「第3次始良市男女共同参画基本計画」を策定し、本市の男女共同参画社会の形成に向けた取組を更に推進してまいります。

本計画の着実な推進のためには、市はもとより市民、事業者、関係団体、地域との連携・協力が不可欠となりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

始良市長 湯元 敏浩

目次

第3次始良市男女共同参画基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の性格 1
- 3. 基本理念 2
- 4. 基本目標 3
- 5. 計画の期間 3

第2章 計画策定の背景

- 1. 社会経済情勢の変化 4
- 2. 国・鹿児島県の主な動向 9

第3章 計画の内容

- 1. 施策の体系 12
- 2. 施策の内容 16

第4章 計画の推進

- 1. 推進体制の充実 62
- 2. 市民等との連携・協働 63

別表1 数値目標 64

第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

第1章 計画の策定に当たって 67

第2章 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)について 69

第3章 計画の体系 73

第4章 計画の内容 74

第5章 計画の推進体制 86

別表2 配偶者等からの暴力に関する相談窓口 87

【参考資料】

参考1 用語解説 88

参考2 男女共同参画社会の形成の促進に関する動き 94

参考3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 102

参考4 男女共同参画社会基本法 108

参考5 始良市男女共同参画推進条例 112

参考6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 116

参考7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 131

参考8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 140

参考9 始良市男女共同参画推進委員会要綱 142

参考10 始良市男女共同参画推進委員会作業部会規程 143

参考11 始良市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための
庁内連絡会議規程 143

参考12 ストーカー行為等の規則等に関する法律 145

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会*の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約*等に基づく国際社会における動向と連動して進められてきました。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法*」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」(平成12年12月)策定以降、5年ごとの改定を経て、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、これらの計画に基づく取組が推進されてきたところです。

本市においては、平成22年に「始良市男女共同参画推進条例*」(以下「条例」という。)を制定し、それに基づく「第1次始良市男女共同参画基本計画」を平成24年度に策定、さらに平成31年3月に「第2次始良市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてきました。また、平成27年4月には、「配偶者暴力相談支援センター*」を設置し、配偶者等からの暴力*の防止と救済に関わる相談・支援を行ってきました。

令和4年に実施した「男女共同参画社会についての市民意識調査」(以下「意識調査」という。)では、固定的な性別役割分担意識*について、前回意識調査(平成29年)と比較すると「反対」する割合が増加するなど、意識の変容がみられるものの、依然として固定的な社会通念、慣習、しきたりなどによる男女の地位の不平等感は根強く存在しており、解決すべき課題は残されています。

また、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法*」という。)に基づき、女性が職業生活において個性と能力が発揮できる就業環境の整備に向けて、事業所における主体的な取組が促進されるよう「第2次始良市男女共同参画基本計画」と一体化した「始良市女性の職業生活における活躍促進に関する計画」を策定しました。

一方で、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力、女性の雇用や所得への影響が顕在化し、男女共同参画の重要性をあらためて認識することとなりました。

このような男女共同参画社会の形成に係る国の動向を踏まえ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するその方向性と取組を示す「第3次始良市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) この計画は、条例第10条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) この計画は、「第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画*」と一体的に推進します。
- (4) この計画は、重点的に取り組むこと2及び3を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を一体的に策定します。

本文中、*印のついた文言については、「参考1 用語解説」に説明が記載されています。

3 基本理念

この計画は、条例第3条第1項から第6項までに規定する基本理念に基づき策定します。

第3条第1項

『男女の人権の尊重』

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第3条第2項

『社会における制度又は慣行についての配慮』

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第3条第3項

『施策・方針の立案及び決定への共同参画』

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

第3条第4項

『家庭生活における活動と他の活動の両立』

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

第3条第5項

『性と生殖に関する健康・権利の尊重』

男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第3条第6項

『国際的協調』

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

4 基本目標—第3次始良市男女共同参画基本計画により目指す始良市の姿

この計画において、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」に基づき、市民一人一人が、個人としての尊厳が尊重されること・性別による差別的取扱いを受けないこと・個人として能力を発揮する機会が確保されることについての意識が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、深く浸透することを基本とする男女共同参画施策を推進することにより目指す始良市の姿を基本目標として定めます。

基本目標

- 一人一人の人権が尊重され誰もが安心して暮らすことができる始良市
- 一人一人の人権が尊重され「個人の能力」が発揮されることによる多様性に富んだ活力ある始良市

5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

(1)人口の動向

本市の人口は、昭和25年以降減少傾向でしたが、昭和45年を境に増加し続け、令和2年国勢調査における人口では76,348人となりました。近年も、おおむね増加傾向であり、令和4年10月1日現在の人口は76,708人となっています。始良市人口ビジョンでは、人口は今後も増加を続けるとして2030年時点の推計人口を79,406人と想定していますが、その後、減少傾向となり2040年時点では77,481人と想定しています。

(2)家族形態の多様化

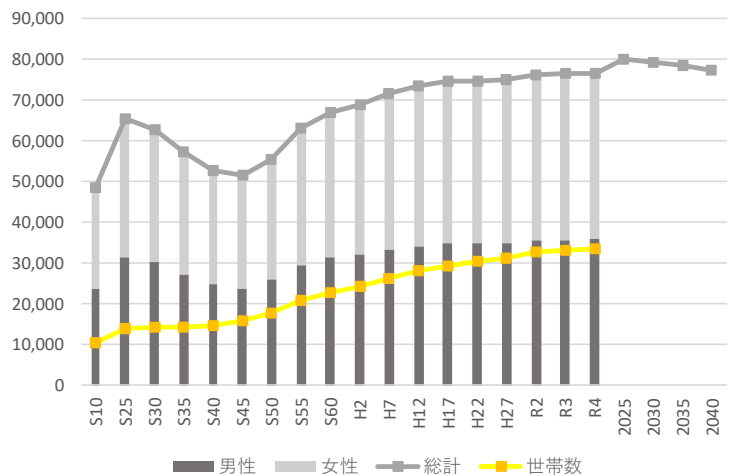
本市における世帯数は、昭和25年以降増加が続いており、令和2年の国勢調査では32,850世帯となっています。近年も、おおむね増加傾向であり、令和4年10月1日現在では33,522世帯となっています。

国勢調査における推移によると、若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。今後、更に単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっており、ほぼ横ばいで推移しています。

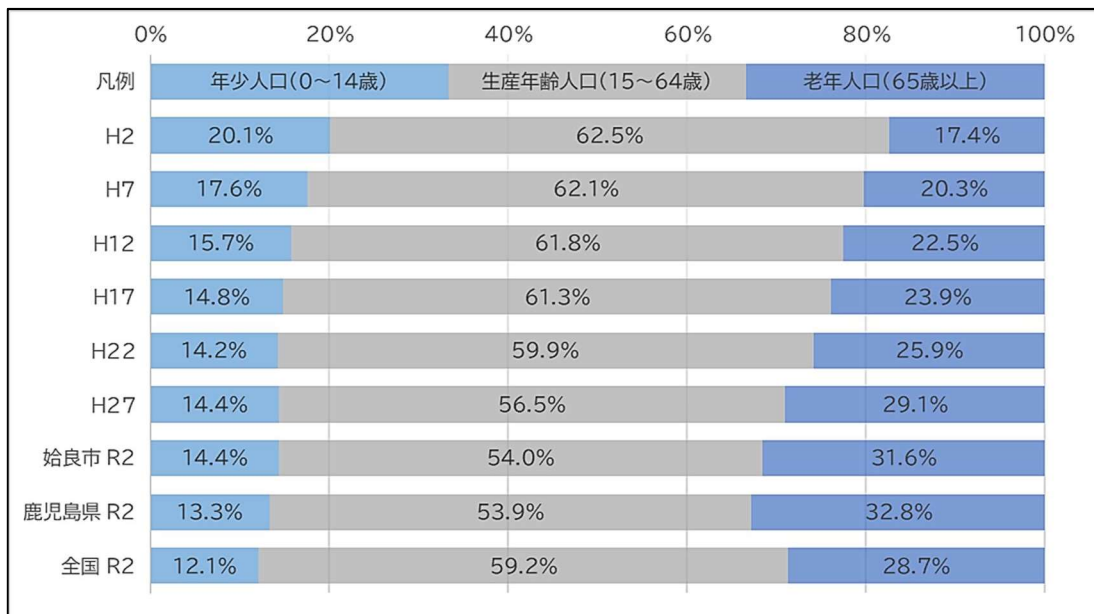
【人口及び世帯数の推移・予測】

(出所)令和4年度版始良市統計書、2020～2040始良市人口ビジョン

年	男性	女性	総計	世帯数
S10	23,791	24,752	48,543	10,378
S25	31,578	33,964	65,542	14,074
S30	30,376	32,516	62,892	14,334
S35	27,164	30,128	57,292	14,463
S40	24,752	28,139	52,891	14,625
S45	23,841	27,767	51,608	15,837
S50	25,984	29,556	55,540	17,947
S55	29,632	33,360	62,992	21,026
S60	31,419	35,411	66,830	22,841
H2	32,264	36,525	68,789	24,335
H7	33,557	38,205	71,762	26,383
H12	34,311	39,329	73,640	28,216
H17	34,850	39,990	74,840	29,496
H22	34,763	40,046	74,809	30,478
H27	35,004	40,169	75,173	31,435
R2	35,748	40,600	76,348	32,850
R3	35,860	40,651	76,511	33,165
R4	35,966	40,742	76,708	33,522
2025			80,077	
2030			79,406	
2035			78,614	
2040			77,481	



【年齢3区分別人口構成の推移】(出所)令和2年国勢調査

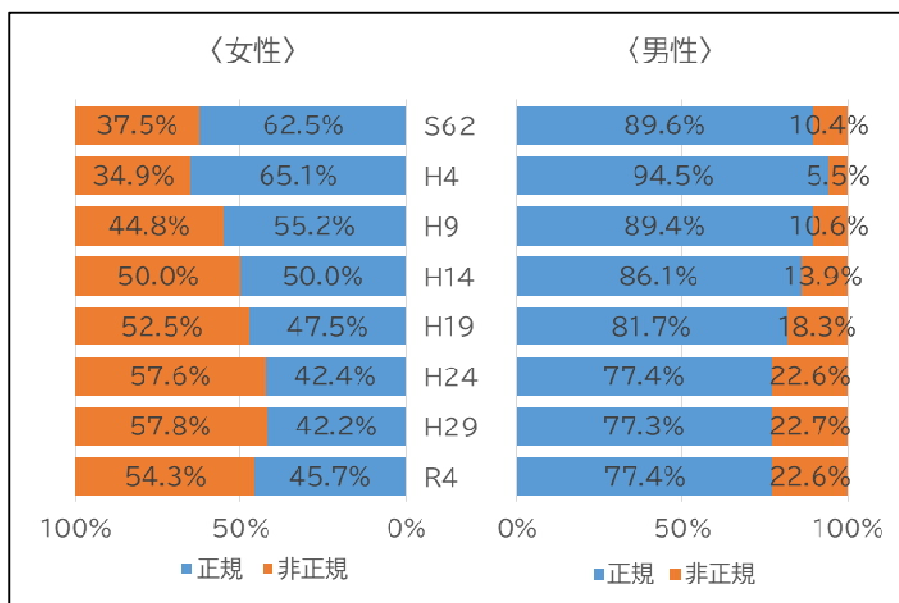


(3)非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

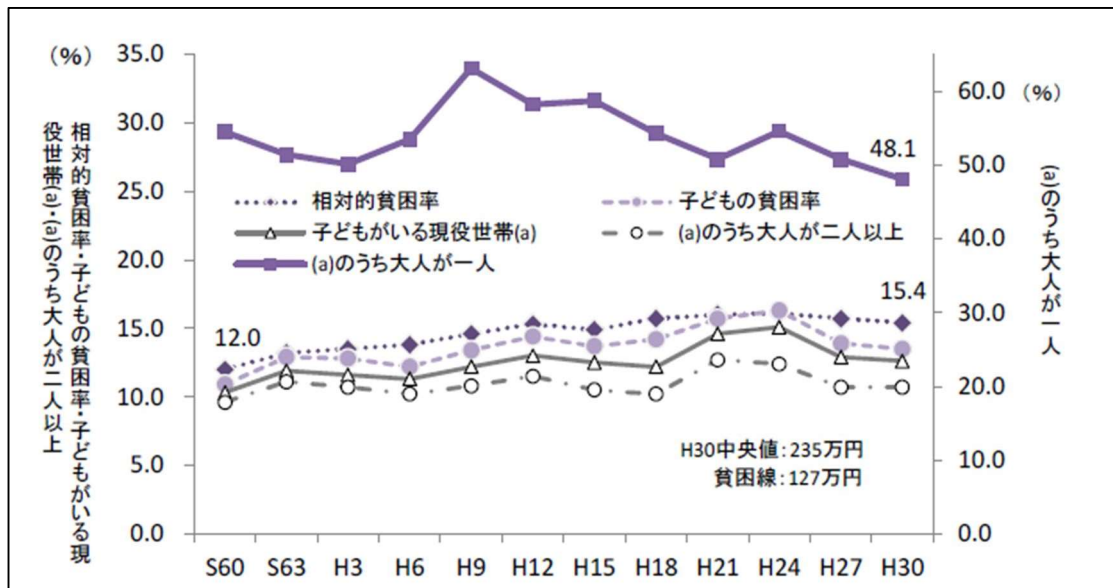
鹿児島県の状況において、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高くなっています。

また、貧困についての全国の状況を見ると、平成30年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合)15.4%となっています。特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯員の貧困率は48.1%と高くなっています。

【非正規雇用者の割合の推移(鹿児島県)】(出所)総務省「就業構造基礎調査」



【貧困率の年次推移(全国)】 (出所)厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」



(4)新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響

新型コロナウイルス感染症拡大による、外出自粛や休業等による生活不安・ストレス等の影響は、これまで見過ごされてきた女性をめぐる様々な課題を顕在化させました。

令和2年度の全国のDV相談件数は、前年度から大幅に増加しており、鹿児島県における配偶者暴力相談支援センター(令和5年4月現在で県内に19か所指定)への相談件数も、令和2年度は1,996件と過去最高を記録しました。

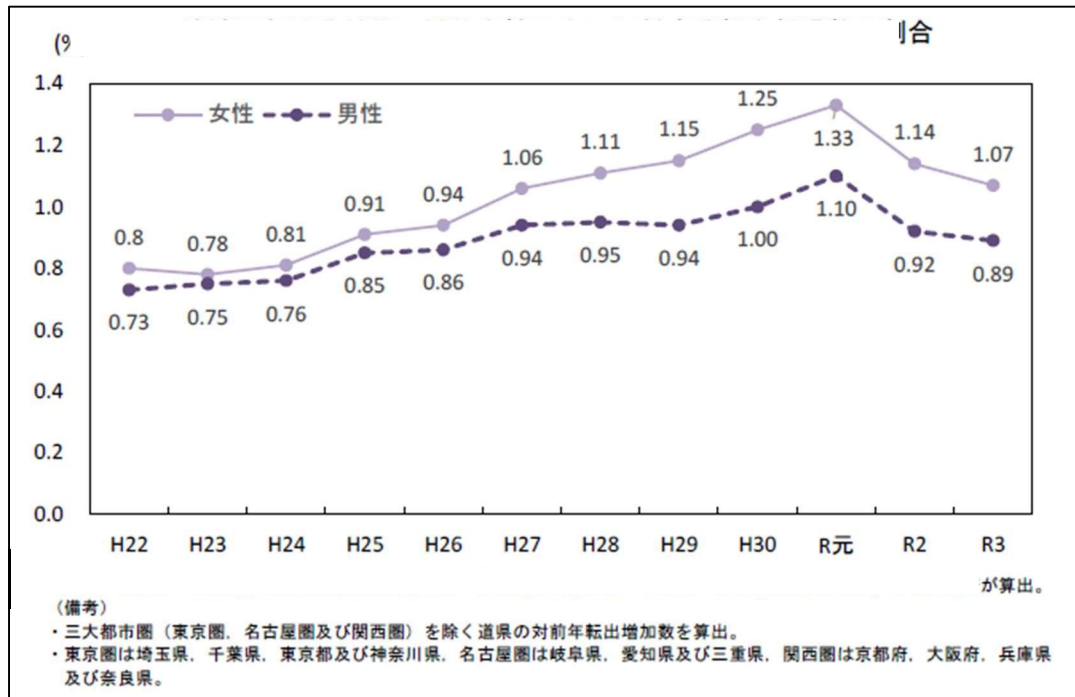
本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は令和3年度に減少しましたが、令和4年度には増加に転じています。

(5)若年女性を中心とした大都市圏への転入超過

国の第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)によると、近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大していますが、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由としては、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景としては、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)*が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが考えられるとしています。

【地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合】

(出所)総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」から内閣府が算出



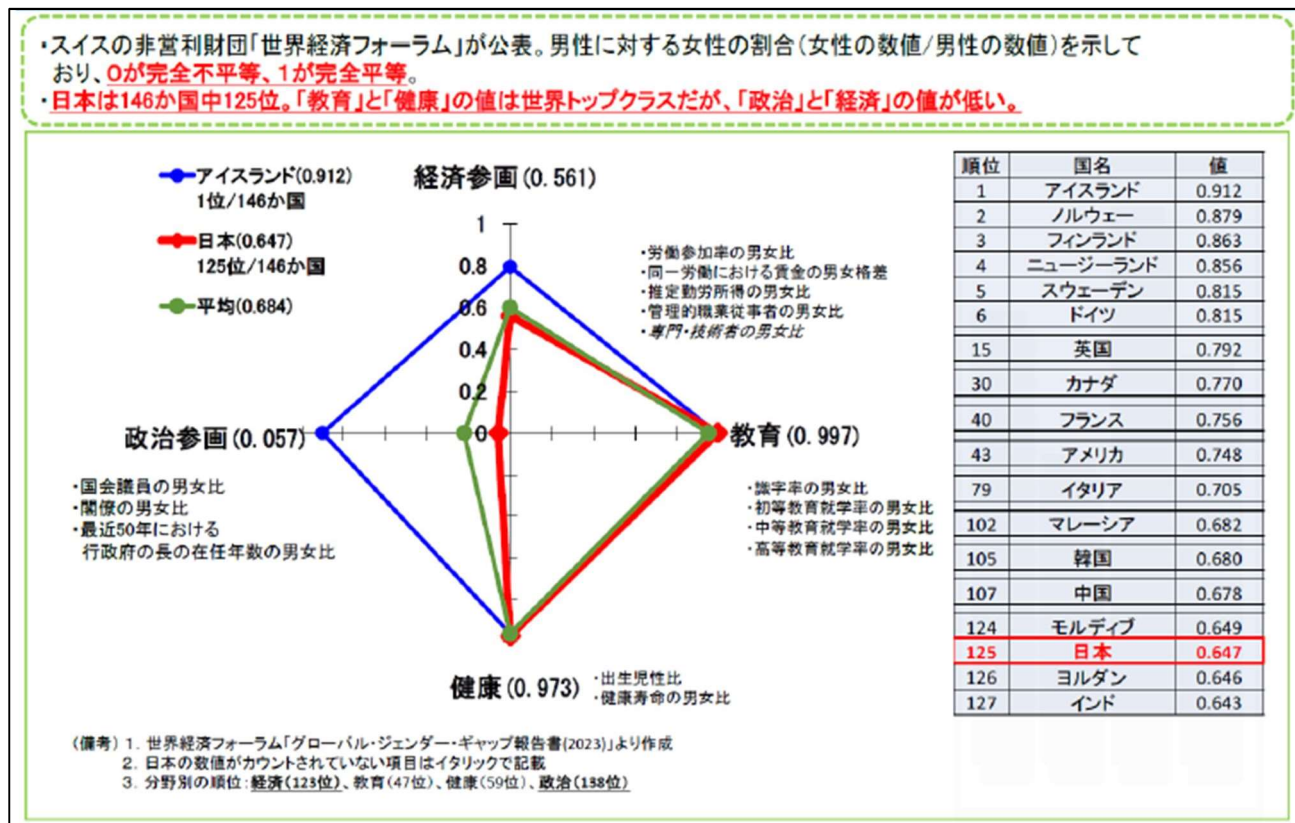
(6)ジェンダー*平等に向けた世界的な潮流

ジェンダー平等の推進は、持続可能な開発目標(SDGs)の5番目の目標として掲げられ、全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性のエンパワメント*を達成することを目指すための取組が世界各国で加速されています。



諸外国では、新しい社会を切り開く観点から、政治や経済分野でのジェンダー平等を進めており、諸外国と比較すると日本の推進状況は遅れたものとなっています。「世界経済フォーラム」が令和5年に発表した「ジェンダー・ギャップ指数(経済・教育・健康・政治の4分野における男女格差の指数)」では、日本の順位は146か国中125位となっており、政治・経済分野での格差が大きく、G7諸国の中では最下位となっています。

【ジェンダー・ギャップ指数 2023】(出所)内閣府男女共同参画局



2 国・鹿児島県の主な動向—第2次始良市計画策定以降の動き

(1) 国の動き

① 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとする「働き方改革関連法」が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されています。

② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画策定義務の対象を従業員301人以上から101人以上の企業への拡大や女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化や特例認定制度「プラチナえるぼし」の創設などを内容とする「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されています。

また、令和4年度の女性活躍推進法に関する制度改正により、従業員301人以上の事業主及び特定事業主を対象に、男女の賃金の差異についての情報公表が義務化されました。

③ 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性を巡る諸課題や、社会情勢の現状及び課題、国際情勢の変化を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させるため、令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

④ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正

令和3年6月に成立した改正法において、政党等は、候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアルハラスメント*・マタニティハラスメント等への対策などにも自主的に取り組むよう努めるものとされ、国・地方公共団体には、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。

⑤ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」及び雇用保険法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月の育児・介護休業法等の改正により、子の出生の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認措置の義務付け等の措置が定められ、令和3年9月から段階的に施行されています。

⑥ 「女性デジタル人材育成プラン」の決定

コロナ下で厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上に向けて、就労に直結するデジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の具体策を盛り込んだ総合的な対策が、令和4年4月に男女共同参画会議で決定されました。

⑦ 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」の成立

AV出演被害により出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる取り返しのつかない重大な被害を防止し、また、現に被害を受けたAV出演者の救済を図るための法律が令和4年6月に成立、施行されました。

⑧ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の成立

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化する中、「孤独・孤立対策」といった視点を含む新たな支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に成立し、一部を除き令和6年4月から施行されます。

⑨ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」

DV対策強化のため、身体的な暴力だけでなく、ことばや態度による精神的な暴力でも裁判所が「保護命令*」を出せるように要件が拡大されました。その他、保護命令の期間延長や違反の厳罰化などが令和5年5月に成立し、令和6年4月1日から施行されます。

(2) 県の動き

① 「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

令和3年10月に、男女平等や男女人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、18歳以上の県民の方を対象に実施されました。

② 「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施

令和3年10月から11月にかけて、男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を把握し、女性がその個性と能力を十分に発揮できる職場環境整備の一層の推進を図ることを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に実施されました。

③ 「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の中間評価(到達状況評価)の実施

第3次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間報告(到達状況評価)が実施されました。

④ 「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定

中長期的な展望に立って、鹿児島県の男女共同参画社会形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示すことを目的とし、令和5年3月に策定されました。